

社会福祉法人ロータス福祉会 役員名簿

	氏名	経歴・現職【資格】	任期
理事長	宇治 忠	社会福祉法人ロータス福祉会 理事長 【社会福祉事業の経営に関する識見を有する】	令和5年6月27日～令和7年6月 定時評議員会の終結の時まで
理事	的場 定	社会福祉法人芙蓉福祉会 理事長 【社会福祉事業の経営に関する識見を有する】	令和5年6月27日～令和7年6月 定時評議員会の終結の時まで
理事	木本 泰司	税理士 【社会福祉事業の経営に関する識見を有する】	令和5年6月27日～令和7年6月 定時評議員会の終結の時まで
理事	宇治 亨	社会福祉法人ロータス福祉会 総合施設長 【法人が設置する施設の管理者】	令和5年6月27日～令和7年6月 定時評議員会の終結の時まで
理事	多治比 実邦	地域密着型介護老人福祉施設はすゆめ 施設長 【法人が設置する施設の管理者】	令和5年6月27日～令和7年6月 定時評議員会の終結の時まで
理事	野下 浩司	地域密着型介護老人福祉施設はすゆめ 所長 【法人が設置する施設の管理者】	令和5年6月27日～令和7年6月 定時評議員会の終結の時まで
監事	大川 真司	公認会計士、税理士 【財務管理に識見を有する】	令和5年6月27日～令和7年6月 定時評議員会の終結の時まで
監事	岡部 哲也	社会福祉法人至善会 特別養護老人ホーム至善荘 施設長 【社会福祉事業に関する識見を有する】	令和5年6月27日～令和7年6月 定時評議員会の終結の時まで

社会福祉法人ロータス福祉会 評議員名簿

	氏名	経歴・現職【資格】	任期
評議員	田伐 廣武	元四條畷市役所障害福祉医療課長 【社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する】	令和3年6月24日～令和7年6月 定時評議員会の終結の時まで
評議員	藤原 高子	司法書士 【社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する】	令和3年6月24日～令和7年6月 定時評議員会の終結の時まで
評議員	亀山 廣子	門真市いけばな協会顧問、書道師範、茶道裏千家准教授 【社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する】	令和3年6月24日～令和7年6月 定時評議員会の終結の時まで
評議員	寺野 四郎	社会医療法人彩樹 事務局長 【社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する】	令和3年6月24日～令和7年6月 定時評議員会の終結の時まで
評議員	野内 清幸	社会福祉法人幸福荘 軽費老人ホーム幸福荘 施設長 【社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する】	令和3年6月24日～令和7年6月 定時評議員会の終結の時まで
評議員	山本 晃	社会福祉法人五常会 理事長 【社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する】	令和3年6月24日～令和7年6月 定時評議員会の終結の時まで
評議員	山路 尚	社会福祉法人諭心会 特別養護老人ホーム門真千寿園 施設長 【社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する】	令和5年6月10日～令和7年6月 定時評議員会の終結の時まで

社会福祉法人ロータス福祉会
役員(理事・監事)報酬規程

第1条（報酬）

役員（理事・監事）の報酬は以下のとおりとする。

- （1）常勤役員 理事長 月額500,000円を銀行振込で支給する。
- （2）非常勤役員 理事会出席の都度1回につき税抜き10,000円を現金で支給する。

ただし、書面議決については、支給しない。

- 2 社会福祉法人ロータス福祉会が設置・経営する当該施設の長ならびに職員には報酬は支給しないものとする。当日、出勤日ではない場合は超過勤務手当を支給するものとする。

第2条（出張旅費）

役員が研修等のお出張を行う場合は、それにかかる交通費は実費を支給する。宿泊を要する出張の場合は宿泊費として1泊につき15,000円を上限に支給することとする。

第3条（改正）

この規程の改廃は評議員会の決議によるものとする。

（附則）

- 1 この規程は平成19年4月1日から施行する。
- 2 この規程は平成25年1月1日に改定し、平成25年1月1日から施行する。
- 3 この規程は平成29年6月20日に改定し、平成29年6月20日から施行する。
- 4 この規程は平成30年4月1日に改定し、平成30年4月1日から施行する。

社会福祉法人ロータス福祉会 評議員の報酬規程

評議員の報酬を以下のとおり定める。

第1条（報酬）

評議員の報酬は、評議員会出席1回につき税抜き10,000円を支給することとする。

2 書面議決については、支給しない。

第2条（出張旅費）

役員が研修等の出張を行う場合は、それにかかる交通費は実費を支給する。宿泊を要する出張の場合は宿泊費として1泊につき15,000円を上限に支給することとする。

第3条（改正）

この規程の改廃は評議員会の決議によるものとする。

（附則）

- 1 この規程は平成19年4月1日から施行する。
- 2 この規程は平成25年1月1日に改定し、平成25年1月1日から施行する。
- 3 この規程は平成29年6月20日に改定し、平成29年6月20日から施行する。